

「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を
改正する省令案等」に関する意見公募の実施結果について

令和7年3月21日
経済産業省
資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
新エネルギー課

「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案等」の制定に向け、以下のとおり、パブリックコメントを実施いたしました。御意見の概要及び御意見に対する考え方は別紙のとおりです。ありがとうございました。

1. 実施期間等

(1) 意見募集期間

令和7年2月4日（火）～令和7年3月5日（水）

(2) 実施方法

電子政府の総合窓口「e-Gov」、郵送及び電子メール

2. 提出意見数

27件

※意見提出者の数を示しておりますが、別紙では、回答の分かりやすさの観点から意見を整理して示しているため、数字は一致しません。

※なお、個別の案件に関する御意見や本件意見募集とは直接関係のない御意見に対して、考え方は示しませんが、承っております。

3. 提出意見及び提出意見に対する考え方等

別紙のとおり

**「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案の概要」
に関する意見公募の実施結果について(別紙)**

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
再生可能エネルギー全体に関する御意見		
1	<p>再生可能エネルギーを推進すべきでない。</p> <p>再生可能エネルギーと目されているそのほとんどは環境自然他の生き物たちにとって害悪でしか無く効率も悪くおよそ国民の電力などを賄うことは出来ません そんなものに注力すべきではありません 一度立ち止まり今一度一から考え直す必要があります</p> <p>意見:『再生可能エネルギー電気の利用の促進』そのものを見直すべきである。省令の撤廃を強く求めます。 理由:再生可能エネルギーは極めて不安定な電源であり、例として太陽光発電では『夜間の発電が見込めない』『電気エネルギーの貯蔵ができない』『発火時に感電の恐れがあって水が使えない』『太陽光パネルによる土壌汚染』『敷設後の景観の悪化』『他国製の電源管理システムによる国防上の問題』など、様々な問題点が指摘されております。また、再生可能エネルギーを促進するという名目で、明らかに効率の悪い再生可能エネルギーが普及することにより、電気代などのコスト上昇が発生し、広く国民に悪影響を与えています。既に敷設されている再生可能エネルギー施設の廃止及び、火力発電・原子力発電の推進に取り組むべきである。</p> <p>月間スマートハウスなどによると、住宅向け太陽光発電の70%以上が海外製パネル(主に中国製)がシェアを占めている状況。一方、中国製パネルは初期コストは安いですが、15年～20年で大幅に出力が低下するといった意見も聞く。定量的に調べたわけではないが、概ね同様のイメージを持つ人は多いはず。そのような低コストだが長期信頼の低いパネルが国内で大多数を占める実態で、調達価格を決める想定値としてしまうと、このまま海外製パネルが増え続け、太陽光パネルの廃棄問題やパネル製造の中国依存から抜け出せない。その為、導入パネルの長期信頼性(どれだけ長く発電を維持できるのか)や発電低下率についても評価基準に取り入れるべきだと思う。たとえば、発電低下しにくい長持ちするパネルであれば調達価格を高く設定するとか、補助金の要件に追加するなど。このままコストが安い長く持たない製品ばかりが増えると、有害物質を含むパネルだと廃棄するにもコストがかかるし環境汚染にもつながるので、導入率を上げて終わりではなく、発電を長く続けられてもらわないとユーザーも困るし国としてもCO2削減、エネルギー問題の改善に繋がらないと思う。</p> <p>意見内容 輸入燃料による発電を再生可能エネルギーに含めないで下さい。 理由 燃料採取の現状の把握が不十分であることが考えられ また輸送のためにエネルギーを消費するのは無駄だからです。</p>	<p>再生可能エネルギーについて、第7次エネルギー基本計画(令和7年2月18日閣議決定)では、「エネルギー政策の原則であるS+3Eを大前提に、電力部門の脱炭素化に向け、主力電源化を徹底し、関係省庁や地方公共団体が連携して施策を強化することで、地域との共生と国民負担の抑制を図りながら最大限の導入を促す」とされています。</p> <p>現在、FIT制度の導入を契機とした再生可能エネルギーの急速な導入拡大に伴い、様々な事業者の参入が拡大した結果、安全面、防災面、景観、生物多様性の観点を含めた環境への影響、将来の廃棄等に対する地域の懸念が高まっています。こうした懸念に対応し、再生可能エネルギーが長期にわたり安定的に発電する電源として、地域や社会に受け入れられるよう、地域の理解の促進や適正な事業規律の確保に取り組むとともに、調達期間・交付期間終了後の事業継続を促進することが重要です。令和6年4月には、周辺地域の住民との適切なコミュニケーションを図るため、周辺地域の住民への説明会等の実施をFIT/FIP認定要件とするともに、関係法令に違反する事業者等に対してFIT/FIP交付金の支援を一時停止する措置を導入しました。</p> <p>また、我が国の再生可能エネルギーの発電コストは、着実に低減が進んできてはいるものの、国際水準と比較すると依然高い水準にあります。こうした中で国民負担の抑制を図るためには、引き続きFIT/FIP制度における入札制の活用等の推進や認定失効制度の着実な運用等により、再生可能エネルギーのコストを競争力ある水準に低減させ、自立的に導入が進む状態を早期に実現していく必要があります。</p> <p>加えて、再生可能エネルギーの主力電源化にあたっては、FIP制度の更なる活用等を通じて、出力の変動する再生可能エネルギーの電力市場への統合を進めていくことが重要です。さらに、再生可能エネルギーの導入拡大にあたっては、イノベーションの加速とサプライチェーンの構築を戦略的に進め、国産再生可能エネルギーの普及拡大による技術自給率の向上を図るとともに、使用済太陽光パネルへの対応等を講じていくこととしています。</p> <p>今般の改正は、上記の動向や政策的必要性を踏まえつつ、調達価格等算定委員会や関係審議会における議論を経て、必要な改正を行うものです。</p>
説明会等に関する御意見		
2	<p>説明会の制度を厳格に運用すべき。</p> <p>説明会が制度化されて、住民無視の野放図な再エネにSTOPがかかったのは、一国民として本当によかったと感じています。政府の役人には、再エネ事業者に迎合した規制緩和をして、せつかくの説明会が骨抜きにならないよう十分に気をつけてほしいです。</p> <p>説明会の基準に違反して認定がもらえなかった事業者が多くいるそうです。政府が決めた基準は最低限の足切り基準ですから、その程度の説明もきっちりできない事業者があちこちに散見されることが問題です。甘い考えの事業者には猛省してほしいです。政府は厳格な審査をしてください。安易にチェックリストを作ることは住民軽視を招くので反対です。</p>	<p>説明会等の導入に当たっては、説明会等の要件等の詳細を解説したガイドラインの制定・普及、Q&A(パブリックコメントの回答)のWeb公開、パンフレットの作成等、政府として徹底した周知・広報を行ってまいりました。これに加えて、各地の地方経済産業局やコールセンターの窓口においては、個別の事業者の質問等に対して、丁寧な回答に努めてきました。これにより、自治体や再エネ発電事業者等の説明会等への理解が醸成されつつあります。</p> <p>また、説明会等のFIT/FIP認定要件化の趣旨・目的は、再エネ発電事業の実施に当たり、事業者が周辺地域の住民への適切な情報提供を行い、再エネ発電事業の実施により生じ得る周辺地域への影響に関する地域の懸念に対応することで、再エネ発電事業に対する理解を促進し、その信頼を醸成して、地域と共生した再生可能エネルギーの導入を図るところにあります。こうした趣旨を踏まえ、説明会等については引き続き厳格な運用を行ってまいります。</p> <p>その前提の下、周辺地域の住民との適切なコミュニケーションの更なる円滑化を図る観点から、今般、必要な制度の合理化を行うこととします。具体的には、例えば、FIT/FIP認定審査において、説明会の要件を充足しておらず、審査当局から改めて説明会の実施を求められた場合に、改めて実施する説明会に出席する周辺地域の住民がいなかった場合など(周辺地域の住民からの意見・質問がなかった場合も含みます。)は、再説明会の開催から3ヶ月後を待たずにFIT/FIP認定の再申請を行うことを可能とする(ただし、当初の説明会が潜脱的である場合など、悪質な事業者であると審査当局が判断した場合は、改めて3ヶ月間の意見等熟慮期間を求める場合があります。)といった合理化を行います。</p> <p>なお、テンプレートやチェックリストといったひな型類の作成については、説明会等における説明内容が画一化・形骸化し、かえって周辺地域の住民との円滑なコミュニケーションに資さない結果となることが懸念されることから、慎重な検討が必要と考えております。同時に、周辺地域の住民と円滑なコミュニケーションが図られ、FIT/FIP認定を受けた優良事例を横展開していくことも必要であり、こうした役割を事業者団体が担うことも重要であることから、事業者団体には、勉強会の開催等も含め、必要な周知・広報の実施を求めていきます。</p>
3	<p>説明会に不備があった場合の取扱いを簡素化すべき。</p> <p>説明会の開催にあたって、実際に住民が来場した場合は3か月後の待機期間を経ての申請になるが、その申請で説明会の内容に不足があるといった理由でやり直しになった場合、認定までにあまりにも膨大な時間と費用がかかってしまうため、不足部分に対しては来場した住民に対してのみの個別説明または書面による周知で対応可能としてはどうか。(現行ガイドラインの要件で来場した住民に対しては現住所の確認を取っているため可能である) 事前周知措置について、あまりに審査が厳しくほとんどの事業者が認定を取得できていないことから、公式の雛形を作成した上で、当該資料に対しては事前周知実施後の審査ではなく事前周知実施前の審査としてはどうか(これも説明会と同じくやり直しとなると膨大な時間及び費用がかかるため、予め配布資料に不備がないことを確認してからの実施とするのが合理的である)</p>	<p>現行制度では、(ア)事業場所の敷地境界から一定距離の範囲内に居住する者がおらず、かつ、市町村への事前相談の結果、市町村が「周辺地域の住民」に追加すべき者はいないとの意見を述べた場合であっても、(イ)資源エネルギー庁のシステムを閲覧した「再エネ発電設備の設置場所に隣接する土地/建物所有者」が説明会に出席する可能性があるため、「周辺地域の住民」がいなくても客観的に確認する必要があることから、説明会を開催する(開催する準備を行い、終了時刻まで待機する)ことを求めています。</p> <p>今般、上記(ア)の場合において、資源エネルギー庁のシステムを通じた開催案内が適切に行われ、かつ、説明会の開催予定日の前々日までに、隣接する土地/建物所有者から説明会への出席を希望する旨の連絡がなかったときは、説明会に出席する「周辺地域の住民」がいなくても客観的に確認したと認められる(結果として、説明会の開催は不要となる)旨をガイドラインに明記します。</p> <p>出席希望の連絡の時期については、関係審議会で議論の上、隣接する土地/建物所有者に対する十分な周知期間を確保することを前提としながら、説明会の開催準備等に要する事業者の事務の状況も勘案し、説明会の開催予定日の前々日までとしています。</p>
4	<p>周辺地域の住民がいなかった場合には説明会を不要とするなど、要件を緩和すべき。</p> <p>現在の住民説明会ガイドラインでは、説明会の対象となる地域内に住民がいなかった場合であっても住民説明会の実施が義務付けられている。対象住民がいなかった場合は住民説明会の実施を不要とするよう変更してはどうか。</p> <p>・説明会の開催要否について 周辺地域の範囲内に住民がいなかったことが客観的に明らかな場合がある。 ※事業者の確認等による判断ではなく、規制・ルール等により居住者がいないことが明確な場合 例:周辺地域の該当範囲が、すべて工業団地内で、地目が工業専用地域のため居住が不可 など このような場合は、説明会の開催と待機期間および、資源エネルギー庁システム上での開催案内も不要とすべき。</p> <p>・3か月の待機期間が不要になる、「周辺地域の住民」が存在しないことを客観的に確認したと認める」条件 「説明会の前々日までに出席希望の連絡が無かった場合」とされているが、前々日までに判断を待たなければいけないのは直前すぎるのではないか。発電事業者が、遠方になる発電所の所在地で説明会を実施する場合、2日前の判断では、出張手配や説明会開場予約のキャンセルなど、実費負担が発生するリスクが高い。実務上の事業者への負担を考慮すると、もう少し事前に(1週間前を目途)に、実施の要否を判断できるようにすべきではないか</p>	<p>出席希望の連絡の時期については、関係審議会で議論の上、隣接する土地/建物所有者に対する十分な周知期間を確保することを前提としながら、説明会の開催準備等に要する事業者の事務の状況も勘案し、説明会の開催予定日の前々日までとしています。</p>

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
「長期安定適格太陽光発電事業者」に関する御意見		
5	<p>「長期安定適格太陽光発電事業者」にも厳格に制度を適用すべき。資金的支援をすべきでない。</p> <p>優良事業者認定を作るのは構いませんが、危険エリアでの開発は、優良事業者でも規制すべきです。また、太陽光事業者には既に何兆円もの公金が払われているので、事業を買った優良事業者に今からまた公金を入れるのはやめてください。</p>	<p>再エネ特措法では、事業譲渡や実質的支配者の変更により事業者が交代する場合など、再エネ発電事業計画の重要な事項に変更がある場合には、新規で事業を開始する場合と同様に、地域とのコミュニケーション不足によりトラブルが生じやすく、また、事業が周辺地域に及ぼす影響等が変化することから、変更認定時に改めて説明会等の実施を求めています。同時に、太陽光発電の長期安定電源化の観点からは、太陽光発電を社会に定着させる役割を担うことのできる責任あるプレーヤーが、多極分散構造にある事業を集約し、集約した事業を効率的に運用していくことが重要です。</p> <p>今般、以上の観点を踏まえ、関係審議会で議論の上、太陽光発電を社会に定着させる役割を担うことのできる責任あるプレーヤーを長期安定適格太陽光発電事業者(以下「適格事業者」という。)として経済産業大臣が認定することとし、適格事業者や適格事業者を密接関係者とする者(以下「適格事業者等」という。)が重要な事項に関する計画変更を行う場合は、説明会の開催を求めている規模(50kW以上)の電源であっても、原則として、ポスティング等の説明会以外の手法での事前周知措置を認めることとしています。ただし、周辺地域に影響を及ぼす可能性が高いエリア(森林法等の許認可が必要なエリア等)に該当する場合には、適格事業者等が重要な事項に関する計画変更を行う場合であっても、引き続き、FIT/FIP変更認定の要件として説明会の開催を求めるとします。</p> <p>適格事業者がFIT/FIP電源や卒FIT/卒FIP電源を集約する場合の支援のあり方について、引き続き検討を進めてきますが、国民負担の抑制の観点からは、それらの電源が既にFIT/FIP制度の下で国民負担による支援を受けてきた電源である点を踏まえた慎重な検討が必要と認識しております。</p>
6	<p>「長期安定適格太陽光発電事業者」の要件等を見直すべき。</p> <p>(4)太陽光発電事業を特に長期的かつ安定的に実施することに関する目標を定めていること。 (5)太陽光発電事業を特に長期的かつ安定的に実施するために必要な能力及び経験を有すること。について</p> <p>・意見内容 「24年11月28日第71回再エネ大量導入・次世代NW小委員会」で議論された通り、集約の量や時期について定量的な要件は設定しない方針を維持していただき、罰則義務等は設けない制度設計にしていただきたい。</p> <p>・理由 事業集約を行うにあたり、事業の集約先(買い手)は、発電所の品質や事業採算性等を踏まえて集約可否の判断を行います。現時点では、どのような品質の発電所がどの程度存在しているは不透明であることから、事業者に定量的な集約目標を事務局で設けることや、目標未達の場合に罰則を設けることについては事業集約の妨げになると考えます。</p> <p>(4)太陽光発電事業を特に長期的かつ安定的に実施することに関する目標を定めていること。 (5)太陽光発電事業を特に長期的かつ安定的に実施するために必要な能力及び経験を有すること。について</p> <p>・意見内容 買い手が事業集約可否を判断するにあたり必要な重要情報をしっかり定め、売り手が買い手に開示する制度設計にいただきたい。</p> <p>・理由 事業性を判断する材料となる情報(発電量実績や発電所の品質に関する図書)は事業集約判断において非常に重要な情報となるため。</p> <p>(4)太陽光発電事業を特に長期的かつ安定的に実施することに関する目標を定めていること。 (5)太陽光発電事業を特に長期的かつ安定的に実施するために必要な能力及び経験を有すること。について</p> <p>・意見内容 2032年度以降の集約方針についてコミットすることで要件が具備される制度としていただきたい。(2031年度以前の集約方針のコミットは求められない制度設計)</p> <p>・理由 買い手は事業集約について定量的な目標へのコミットメントを求められますが、売り手はFIT期間終了時まで発電所を保有する可能性が高い、且つ、初期のFIT認定案件におけるFIT期間終了が早くとも2032年からとなるため。</p>	<p>適格事業者の認定基準については、関係審議会において、①地域の信頼を得られる責任ある主体であること、②長期安定的な事業の実施が見込まれること、③FIT/FIP制度によらない事業実施が可能であることが必要であるとの整理の下、具体的な議論がなされたところであり、今般の原案は、こうした関係審議会での議論を踏まえたものです。</p> <p>認定基準のうち「申請者が、太陽光発電事業を特に長期的かつ安定的に実施することに関する目標を定めていること」に関しては、②の観点を踏まえたもので、具体的には、 (i)中期経営計画等において、一定規模以上の太陽光発電事業を集約し、集約した事業を含めて、長期間にわたって太陽光発電事業を継続する旨のコミットメントを行うこと (ii)当該コミットメントにおいて、集約する太陽光発電事業の容量及び事業継続する期間に係る定量的な目標を定めること (iii)毎年度、当該目標とその進捗状況に対する評価を行い、評価結果についてホームページに掲載すること を求めるとします。その上で、各適格事業者の直面する経営環境やその経営戦略は多種多様であることから、関係審議会での議論を踏まえ、(ii)の目標については、一律の定量的な要件は設定しないこととします。</p> <p>目標未達の場合について、御指摘のような「罰則」を設けるものではありませんが、適格事業者が認定基準に適合しなくなった場合には、適格事業者の認定の取消しの対象となります。</p> <p>事業集約に関する情報については、関係審議会で取りまとめられた「再エネ主力電源化アクションプラン」を踏まえ、政府において、①事業の現所有者に対して、調達期間/交付期間の終了後の事業継続の計画の概要について、FIT/FIP制度に基づく定期報告により報告を求めた上で、②調達期間/交付期間の終了を待たず、事業の売却を希望する者を公表する(公表に同意する者のみ)こととします。③その際に適格事業者による事業集約を促進する観点から、公正な競争環境の確保にも留意しつつ、一般への公表に先立って、適格事業者に先行して情報の公表を行うこととします。適格事業者においては、こうした情報も活用しながら、太陽光発電事業を集約し、集約した事業を含めて、長期安定的に事業を継続することを期待します。</p>
7	<p>「長期安定適格太陽光発電事業者」について、より適切な名称・制度にすべき。</p> <p>1. 名前が一人歩きし、地元住民から認定の有無だけで事業者が判断されかねない。どれだけ地域に寄り添った事業者でも、一定規模以上の実績がないと門前払いされる可能性がある。この制度で認定される事業者は、発電所の集約を担っていく役割が大きいことから、開発を行う事業者と区別ができるような名称に変更できると良い。例えば、発電所集約認定事業者、太陽光発電長期運用適格事業者、など。</p> <p>2. 譲渡元に加えて、譲渡相手先が長期安定適格太陽光発電事業者である場合に限って住民説明会の省略を認める趣旨なのか、それに限らないのかという点について明示していただきたい。</p> <p>3. 「長期安定適格太陽光発電事業者」の認定基準(3)乃至(5)の規定は具体性を欠いている。これらの規定の詳細な要件についてはガイドラインが定められるものと考えますが、事業者の事業に与える影響の大きさにかんがみると、ガイドラインで定めるのは法律の委任の限界を超えているのではないかと。より詳細な要件について、施行規則で定めるべきではないかと。</p>	<p>太陽光発電の長期安定電源化を促進するため、太陽光発電を社会に定着させる役割を担うことのできる責任あるプレーヤーが、多極分散構造にある事業を集約し、集約した事業を効率的に運用していくことが重要であることから、今般、こうしたプレーヤーを適格事業者として経済産業大臣が認定することとしております。原案の「長期安定適格太陽光発電事業者」との名称は、こうした制度趣旨を踏まえたものです。</p> <p>お尋ねの事業譲渡の場合について、「説明会の開催を求めている規模(50kW以上)の電源であっても、原則として、ポスティング等の説明会以外の手法での事前周知措置を認める」との今回の措置の対象は、再エネ発電事業者が適格事業者等に変更される場合に限りです。</p> <p>適格事業者の認定基準については、再エネ特措法の実施のために必要な事項を本施行規則で定めた上で、その運用の詳細をガイドラインで解説しているものであり、適切に制度を執行しています。</p>
FIT/FIP認定手続に関する御意見		
8	<p>入札対象案件に関する変更認定の制限について再整理すべき。</p> <p>変更認定について、入札案件の場合、どういった変更なら認められるのかわからないので、教えてほしい。</p> <p>入札案件は一部の項目について特措法第10条第4項により変更が制限されているが、制限されているはずの変更認定が認定されている。本来、法を施行する側が法に反した認定を行うなど言語道断であるが、今回の改正案にも含まれていない。条文上、明確に禁止されている行為すら行っている中で省令改正に何の妥当性があるのかお示しいただきたい。</p>	<p>入札制度の導入に当たっては、調達価格等算定委員会における議論を経て制度設計を行っており、「平成29年度以降の調達価格等に関する意見(平成28年12月13日調達価格等算定委員会)」等において、入札に参加するために提出した事業計画からの変更の制限について、意見が示されています。具体的には、FIT認定取得後の出力増加や大幅な出力減少等の一部の変更事由について、その変更を制限することとしています。</p> <p>これまでも、調達価格等算定委員会の意見の趣旨を踏まえて制度を運用してきましたが、今般、その運用について、再エネ特措法施行規則上の規定を明確化します。</p>

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
初期投資支援スキームに関する御意見		
9	<p>初期投資支援スキームにおける調達価格/基準価格の水準が低い。</p> <p>2026年度屋根設置10kW以上のFIT価格は安すぎる。インフレ状態で全ての費用が高騰している現状においては、2024年も2025年度屋根FIT価格も安すぎる売電額になってしまっている事実を踏まえ(いつもいうが机上の方々は生活基盤とその状況を正確に把握する調査する能力、判断する能力が欠落している方が圧倒的に多いから、委員会のメンバーは総入れ替えすべき)更に今後もそのインフレが収まる目途が立たない、資源高騰が収まる可能性すら見いだせない中で先の5年間だけ19円、その比較に現状の電気代を超えないという意味がない、比較対象にすべきでない電気代を対象にしている事がちゃんちゃらおかしい。事実2012～2017年までのFIT価格は電気代より売電額の方が高かったこと、その時に電気代を比較対象にする概念はなかったことから投資価値が出て導入が広がった背景がある。19円なんて今の現FIT価格2倍以下にしかならず、再エネ化を進めるインパクトのあるFIT価格とは言えない。最低30円は必要であり、更なる再エネ導入を進めるだけの見方をすれば40円(FIT元年)でも良いほどだ。案の修正を強く望む。</p> <p>段階的価格設定型の初期投資支援スキームの導入は賛同するが、価格が低すぎる。委員会はなぜ産業用にディスインセンティブを考慮しているのかわからない。軽視すれば何が起きると言うのか、より詳細のわかりやすい説明を求む。電気代構成要素となる基本料金、燃料調整費用、託送料金や再エネ賦課金を含めた全電気料金総額÷電気使用量は産業用電気料金水準：19.56円/kWhの倍近い額になっている事を認識すべき。調査が甘い。そして現実起きているインフレによるコスト上昇もこの価格に加味されていない。これ以外にも再エネ規制の使用前自己確認検査費用の追加、住民説明会費用の追加、容量市場や系統増強費用の徴収、発電側課金の発生、今後予定されている洋上風力のコストアップ調整を電気代から徴収する事の将来性を加味すれば19円/kWhどころではない。現実には今後の動向を踏まえ30円以上/kWh×5年以上が求められる状態だと言う事を認識すべき。よって委員会案の価格修正を強く望む。委員会案を押しやるならこの新規枠は無い方が良く、その方が国民負担は増えない。この新規枠は脱炭素化達成のための施策だろうが、何とも影響力のない価格設定だ。</p> <p>家庭用電気代27.31円/kWh、産業用電気代19.56円/kWhという支援額に問題定義。電気代の政府補助の有無は算出に入れているのか、入れているなら無で算出すべき。2025年1、2月の電気料金は中部電力管轄では私の計算では家庭用31.49円/kWh(税込、家庭用は内税)、産業用21.56円/kWh(税抜)となった。エリア差異は考慮しているのか。物価問題、インフレ問題はどこまで考慮しているのか。まさかデフレ前提で考えているのか。更に今後も電気代が上り続ける根拠として容量市場開設(長期脱炭素含む)や洋上風力コスト高補填用の電気代徴収、系統蓄電池が参入することで高騰化する需給調整市場3の2における再エネ賦課金上昇等も考慮に入れて算出しているのか。これらを考慮していない場合は当委員会の調査算出は不適当、再調査を強く要望する。そもそも今回の支援スキーム額は低すぎて支援にならない為、太陽光発電の増加に繋がらないがそれを狙っているのか。いつもの表裏裏の言動か。であれば国民負担の観点から支援スキームは導入するな。再エネ増加を目指しての支援なら現電気代は考慮しない事、FIT導入時、当時の電気代は無考慮だった。</p> <p>住宅用太陽光に対して適用する初期投資支援スキームについて、設置してから4年間の調達価格が24円、以降6年間で8.3円といった段階型の価格設定にしてしまうと、蓄電池の導入を遅らせかねない。蓄電システムの導入促進が太陽光発電の導入UPにも繋がるが、この段階型の価格設定の意図がいまいち腑に落ちないし、結果的に太陽光だけでなく蓄電池の導入を鈍化させてしまうのではないかと、と思う。結局24円も8.3円も電力会社からユーザーが購入する単価より低いので、ここ数年、太陽光発電は沢山載せずに小容量にコストを抑えて、余剰せずに自家消費だけで十分、といったように、わざわざ設置容量を抑えるスタイルが徐々に増えてきているように感じる。その傾向は今後も高まるように思う。それであれば、●kW以上の太陽光設置の場合は●円、といったように、太陽光の容量に応じて高い調達価格を担保される、というようにして、たくさん載せるメリットが打ち出せれば、導入容量は増えていくと思う。加えて、蓄電池もセット導入し、自家消費を増やす(=CO2削減にも貢献)ことを条件に、もっとプレミアムな調達価格になる、といった設定が良いと思う。</p>	<p>調達価格等/基準価格等については、コストデータを踏まえ、調達価格等算定委員会において御議論いただき、その意見を尊重して設定しています。</p> <p>太陽光発電の年間導入量は、地域と共生しながら効率的に事業が実施できる適地の不足等を背景に、FIT 制度導入当初に比べて低下しています。こうした中で、今後の太陽光発電の導入を拡大していくために、まずは、比較的地域共生がしやすく、自家消費型で導入されることで系統負荷の小さい屋根設置太陽光発電のポテンシャルを更に積極的に活用していくことが重要です。そのため、屋根設置太陽光の設置者となる建物所有者について、財務基盤や与信が小さい傾向にあることを踏まえ、早期の投資回収が可能となるように調達価格等を設定する、「初期投資支援スキーム」を導入することとします。</p> <p>初期投資支援スキームの導入にあたっては、調達価格等算定委員会において複数回御議論いただき、自家消費の促進や国民負担の抑制にも留意しながら、投資回収期間の早期化を最大限図ることとしました。具体的には、初期投資支援期間の価格が電気料金の水準を超えない範囲で、かつ、初期投資支援スキームにより調達価格等を設定した際の国民負担と、従来の方で調達価格等を設定した際の国民負担について、割引現在価値ベースで、前者が大きならない範囲で、投資回収の早期化の効果が最大化するよう、初期投資の支援を行う期間及び価格を設定することとしています。</p> <p>なお、その際に参照する電気料金の水準は、発受電月報や各電力会社の決算資料等を基に算定した平均値であり、電気・ガス料金支援による効果を含めた価格です。初期投資支援スキームにおいては、投資回収期間と自家消費その他の論点との間にはトレードオフの関係があるものの、電気料金水準を参考に、自家消費へのディスインセンティブをできるだけ抑制する価格設定を行うこととしています。加えて、左記のトレードオフの関係があることから、本措置が再エネ発電事業者の自家消費の動向に与える影響等についてモニタリングすることとしています。</p> <p>引き続き、再生可能エネルギーについては、地域との共生と国民負担の抑制を図りながら最大限の導入を促していきます。</p>
10	<p>自家消費促進の観点から、住宅用太陽光に初期投資支援スキームを適用させるべきでない。</p> <p>買取価格の階段設定に関しては、10kW未満の主に家庭部門において、自家消費のディスインセンティブは考慮されていますが、全てのエリアを網羅はできてないと考えています。自家消費の流れを後退させる可能性があると考えています。第7次エネルギー基本計画でも家庭部門での自家消費の促進と記載されており、本制度の実態と乖離してしまうのではないかと考えています。夜間のある電気料金の方が割安となり、最初の4年間は夜蓄型エコキュート、5年目以降は昼蓄型に切り替えるなどの対応を行うことが想定されます。蓄電池に関してはより柔軟な対応が可能となり、自家消費を後退させる内容ではないかと考えています。本制度について10kW未満を対象外と再考頂きたいと考えています。</p> <p>弊社は福岡県に本社を置き、九州を中心に約年間70戸の注文戸建住宅を建築している工務店です。弊社では国のエネルギー基本計画に沿って新築時のZEH普及に務めており毎年のZEH率は95%超を実現しておりますが、合わせて九州の電力系統における出力抑制の頻発を背景にした電力系統のピーク緩和に資するべく、ZEHにおいては自家消費型のエコキュート「おひさまエコキュート」を2023年7月より全棟採用しております。しかしながら、この度の住宅用太陽光発電の調達価格において、初期支援が当初4年間：24円/kWh、後期支援5年目以降：8.3円/kWhとされているために、初期支援の4年間に限っては、自家消費の経済メリット<売電の経済メリットとなり、自家消費型のエコキュート「おひさまエコキュート」普及の致命的な阻害要因となることを懸念しています。このような電力料金に掛かる問題は、東京電力のように昼も夜も電力単価が高ければ起こりえない問題ですが、とりわけ電力単価が低廉な九州電力管内では大きな問題となります。第7次エネルギー基本計画において、自家消費型太陽光発電の普及が重点方針として明記されている状況下において、再エネ普及先進エリア＝出力抑制最頻発エリア＝九州電力管内において、まさに自家消費型太陽光発電の代表例といえる「おひさまエコキュート」の阻害要因とならない制度設計を切に願う次第です。</p>	
11	<p>初期投資支援スキームは、「段階型の価格設定」ではなく「支援期間の短縮」とすべき。</p> <p>初期投資支援スキームを住宅用太陽光に適用する際、階段型ではなく、調達期間を短くする案を採用すれば、より早期にFIT外売電が可能となり、発電事業者はより多くの収益を得られた。一部の意見を代表する業界団体と結託して、本質を見失った資源エネルギー庁は猛省すべき。</p>	<p>調達価格等については、コストデータを踏まえ、調達価格等算定委員会において御議論いただき、その意見を尊重して設定しています。</p> <p>住宅用太陽光に適用する初期投資支援スキームについては、「支援期間の短縮」を採用すると、発電事業者にとっては、FIT期間終了後に小売電気事業者の買取メニューを活用することで、「階段型の価格設定」を採用した場合よりも大きな収益を確保できる可能性があります。また、再生可能エネルギーの自立化という観点からは、FIT/FIP制度を前提としない事業・ファイナンスのモデルを早期に確立することが重要であり、FIT制度が無ければ成立し得ないモデルを前提として制度設計を行う(「階段型の価格設定」を採用する)ことには慎重であるべきと考えられます。</p> <p>一方で、一部の事業においては、FIT制度により、一定期間において確実な売電収入が見込まれることを前提にファイナンスを組成しており、現在のビジネスモデルを前提とすれば、支援期間を短縮した場合にファイナンスの組成が困難となるおそれがあるとの意見がありました。こうしたビジネスモデルは、既に現行のFIT制度を踏まえて事業を一定程度拡大している中で、その予見性を確保し、住宅用太陽光発電の導入が滞らないようにすることも必要です。</p> <p>以上を踏まえて、住宅用太陽光に適用する初期投資支援スキームとしては、「支援期間の短縮」が適切であるとの原則は維持しつつも、一定の猶予期間を設け、当該期間の間は「階段型の価格設定」による初期投資支援スキームを適用することとしています。</p>
12	<p>初期投資支援スキームの適用は、現行スキームとの「選択制」にすべき。</p> <p>「～4年間」を家庭用電気料金水準で設定しているため、電気料金メニューによっては電気料金単価が価格設定を下回ることもあり、当該事業者は自家消費型ではなく積極売電型を選択すると考えられる。その結果、出力制御に悪影響を与えることが容易に想像できる。自家消費型を押し進めるためには、25年度の「15円/kWh・10年」との選択を可とすべきではないか。</p> <p>価格決定日が令和7年10月1日から令和9年3月31日までの間に属する10kW未満の太陽光発電設備について、調達期間が終了する日から起算して6年前の日以降の期間の調達価格は8.3円とする案がありますが、現行の東北・東京電力の卒FIT買取価格より低い価格での調達価格となるため、FIT期間中であっても、買い取り事業者を選択できる仕組みにしたい。10kW未満の太陽光はそのほとんどが建物の屋根の上に設置されているため、住まい手がいるので、FIT遵守事項も守られることと考えます。初期投資支援スキームとして、階段式と期間短縮の良いところの両取りとなる仕組みを求めます。</p>	<p>調達価格/基準価格及び調達期間/交付期間については、再エネ特措法において、再生可能エネルギー発電設備の区分、設置の形態及び規模(再エネ発電設備の区分等)ごとに設定することとされています。この点に加え、制度の円滑な執行の観点も踏まえると、同一の再エネ発電設備の区分等において複数の価格や期間を設定し、その適用を「選択制」とすることは、困難であると考えています。</p>

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
13	<p>初期投資支援スキームの適用を撤回すべき、又は、更に経過措置期間を設けるべき。</p> <p>太陽光の初期投資支援スキームに関して、住宅向けへの導入はインセンティブが小さいこと、制度変更に伴う国民への説明コストが発生すること、現状のFIT価格水準で自家消費を増加させるインセンティブが十分にあり、それに逆行する動きとなること、初期費用ゼロ円モデルでの導入がようやく始まりつつあること等を踏まえ、住宅向けへの初期投資スキームの導入を撤回するべきと考えます。仮に、同スキームを導入する場合には、特に新築住宅へのハウスメーカー等と協業した形での導入における関係者の多さによる説明工数が多いことや、同制度をもとにしたサービスの提案から導入までの検討期間が長いことを踏まえ、導入をどんなに早くも2026年4月以降からにするべきと考えます。</p> <p>・意見内容 10kW未満の太陽光発電設備について価格決定日を調達価格15円とするのは、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に属するものとし、調達期間が終了する日から起算して6年前の日以降の期間の調達価格は8.3円、残りの期間の調達価格は24円とするのは、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとすべき。</p> <p>・理由 すでに公表されている令和7年度の調達価格の15円の元、営業活動を行っており、提案済であったり、中には既に契約が済んでいる物件もあり、契約破棄等も想定されることから太陽光の普及拡大に対してブレーキをかけることにもなりかねない。大きな制度の変更であり、販売事業者はもちろん、販売事業者が施主様への周知徹底するために十分な期間が必要であることから、令和7年10月開始では十分な期間がとれていないため。</p> <p>・住宅用は、太陽光の提案から住宅着工期間や電力事業認定申請の時期等を勘案すると、翌々年度4月1日(2026年4月1日)が現実的であると考えます。 ・住宅のオーナー様(施主)への提案にあたり、これまで通り10年間の買取保証があり、買取金額が明示されていること(経済性のシミュレーションが可能)が重要であると考えており、「階段型の価格設定」による初期投資支援スキームを適用することが施主の太陽光導入判断のハードルを下げ、太陽光の普及促進につながると想定しています。また、短期間で制度が変更されることは販売側の準備の混乱を招き、結果として施主の理解を得るハードルが高まる可能性があるため、一定期間は同じ制度が継続することが望ましいと考えます。</p> <p>・意見内容 10kW未満の太陽光発電設備について価格決定日を調達価格15円とするのは、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に属するものとし、調達期間が終了する日から起算して6年前の日以降の期間の調達価格は8.3円、残りの期間の調達価格は24円とするのは、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとすべきではないか。</p> <p>・理由 既に公表されている令和7年度の調達価格である15円にて設置メリットを提案する等、営業活動を開始。新築は足が長く、時期として新スキームに該当する契約済の物件もある。販売事業者にはもちろん、販売事業者が施主様への周知徹底するための期間が令和7年10月開始では不十分であり、事前の説明とは異なることによる契約破棄が発生する等も予測され、急な制度変更への対応に事業者が時間をとられ、本来の事業活動が停滞し、今後の住宅用太陽光の拡大において足枷になり得る可能性もあることから、準備期間を十分にとる必要があるため。</p>	<p>御意見に対する考え方</p> <p>初期投資支援スキームの適用開始時期に関しては、調達価格等算定委員会において、 ①今般の初期投資スキームは、屋根設置太陽光の導入拡大を目的とした措置であり、投資回収が早期化されることにより、発電事業者にとっては投資促進の効果があること ②適用開始時期を2026年度以降とする場合、初期投資支援スキームの適用を受けるためにFIT/FIP認定を2026年度以降に遅らせる事態が発生し、再エネ導入拡大を滞らせるおそれがあること ③事業者の中には、既に設定された2025年度の調達価格等/基準価格等を踏まえ、それを前提として事業組成を始めている者がいることも考えられること などを検討した上で、リードタイムの短い電源ではあるものの、事業の予見性を確保する観点から、屋根設置太陽光区分を創設した際の前例も踏まえ、初期投資スキームの適用開始時期は2025年10月とする意見が取りまとめられました。今般の取扱いは、この意見を尊重して決定しています。</p>
14	<p>初期投資支援スキームに関し、調達期間/交付期間中にFIT/FIPを離脱することを認めるべき。</p> <p>・「階段型の価格設定」の5年日以降のFITについては、FIT買取期間中に法令で定められた義務は維持しつつ、発電事業者の意思で買電先を変更できる制度に改定することは検討の余地があるのではないかと考えます。小売電気事業者による買取市場が活性化し発電事業者の選択肢が増えるのではないのでしょうか。</p> <p>合わせて、現行のFIT制度においては、対象期間途中で売電先の変更を認めていないとの認識でありますが、事業者や個人の意向でFITを離脱することを認めるべきと考えます。(国民負担の増加にはならず、現行ではFITからFIPへの転換も認められているため、支障はないと考えております。)</p>	<p>再エネ特措法に基づく認定を受けた事業については、事業を廃止しない限り、認定に係る規律(認定基準等)を遵守する必要があります。</p> <p>その上で、調達価格等算定委員会においては、①「支援期間の短縮」の場合に、支援期間終了後に小売電気事業者による高い価格での買取りがされれば、「階段型の価格設定」よりも再エネ発電事業者の収益性を高めることができるとの議論が明示的に行われていますが、この議論は、「階段型の価格設定」では、特定契約外での売電ができないことが前提となっています。②また、事業者団体の意見等も考慮の上、より長期間にわたって再エネ発電事業者の確実な売電収益を確保できるという点を踏まえ、「階段型の価格設定」が採用されています。今般、調達価格等算定委員会の意見を尊重して価格設定を行う中で、以上のような議論がなされていることを踏まえ、「階段型の価格設定」による初期投資支援スキームの適用を受けるFIT事業については、調達期間中は特定契約による売電を求めるとします。</p>
<p>価格告示に係る洋上風力発電関係の規定に関する御意見</p>		
15	<p>価格告示に係る洋上風力発電関係の規定を明確化すべき。</p> <p>公募占用計画に記載する工事の計画の届出予定日について、洋上風力では陸上工事と洋上工事では工事計画届出を出すため、どちらの工事なのか記載してほしい。</p> <p>洋上風力の発電側託送供給料金に相当する額について、再エネ海域利用法において2023年度までに公募を開始した場合は、調達期間等が終了してから発電側課金の対象になると思うので、公募を開始した時期に応じて期間を設定すべきではないか。</p>	<p>公募占用計画に記載する工事の計画の届出予定日については、「令和7年度以降の調達価格等に関する意見(令和7年2月3日調達価格等算定委員会)」P.50に記載のとおり、洋上工事に係る工事の計画の届出予定日の属する月の直前の1年間を想定していることから、洋上工事を指す旨を明確化します。</p> <p>また、発電側託送供給料金に相当する額については、御指摘を踏まえて必要な明確化を図ります。</p>
<p>太陽光発電の入札の上限価格に関する御意見</p>		
16	<p>太陽光発電の入札について、上限価格を引き下げべきではない。</p> <p>入札対象として指定をする再生可能エネルギー発電設備の区分等における入札の実施に関する指針(平成30年経済産業省告示第53号)の一部改正 3 供給価格上限額 ○ 太陽光発電設備の第24回は8.90円/kWh、第25回は8.83円/kWh、第26回は8.75円/kWh、第27回は8.68円/kWhとする。 [意見・理由] 前回入札時に落札量が募集量を下回った場合には、前回上限価格を維持することとしていただきたい。太陽光発電設備について各回の上限価格が前回は下回る前提で設定されている。落札量が募集量を下回る状況は、上限価格が事業者の採算ラインを下回る状態である結果であり、更に上限価格を下げる事は応札量の低下を招く懸念がある。上限価格を維持した場合においても、入札による価格抑制が図られるため、応札量が不足した状態での上限価格引下げを行う必要性は低い。昨今の再エネ導入量の鈍化を踏まえ、調達価格の引下げに重点を置いた方針を見直し、再エネ導入量の確保に配慮した方針を検討いただきたい。</p>	<p>入札の上限価格については、これまでの入札の状況やコストデータを踏まえ、調達価格等算定委員会において御議論いただき、その意見を尊重して設定しています。</p> <p>具体的には、「令和7年度以降の調達価格等に関する意見(令和7年2月3日調達価格等算定委員会)」において、2025年度の入札の上限価格は、「2025年度の事業用太陽光発電(入札対象範囲外の地上設置)の調達価格/基準価格8.9円/kWhと、2026年度の事業用太陽光発電(入札対象範囲外の地上設置)の調達価格/基準価格の間を刻む形で設定する。」との意見が取りまとめられており、この意見を尊重して決定しています。</p> <p>引き続き、再生可能エネルギーについては、地域との共生と国民負担の抑制を図りながら最大限の導入を促していきます。</p>